

8

概算保険料・確定保険料

出題年

平 23, 25, 26, 27, 29

10

肢

1 概算保険料及び確定保険料

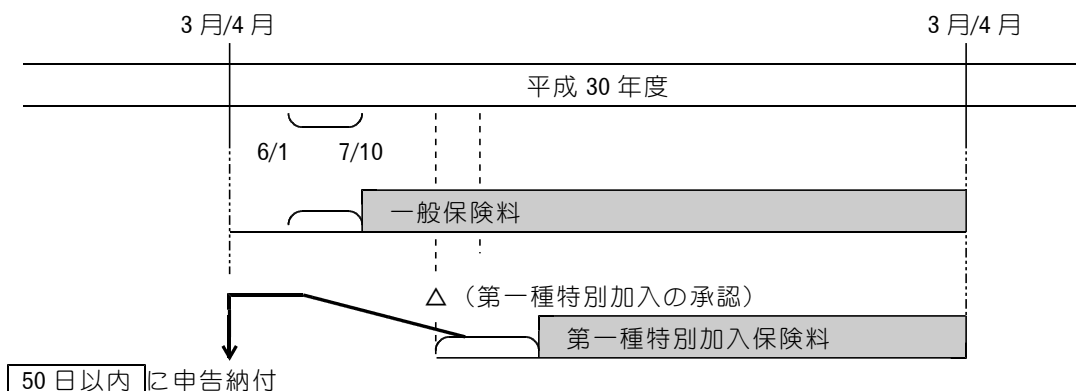
(1) 継続事業

① 概算保険料の申告・納付

事業主は、保険年度ごとに、概算保険料を、概算保険料申告書に添えて、その**保険年度の6月1日から40日以内（保険年度の中途に保険関係が成立したものについては、当該保険関係が成立した日から50日以内）**に申告・納付しなければならない。

※：保険年度の中途に中小事業主等又は海外派遣者についての特別加入に関する承認があった場合の**第一種特別加入保険料**及び**第三種特別加入保険料**は、承認があった日から**50日以内**に、申告・納付しなければならない。

＜継続事業における概算保険料（一般保険料と第一種特別加入保険料）の申告・納付＞



② 確定保険料の申告

事業主は、確定保険料申告書を、**次の保険年度の6月1日から40日以内（保険年度の中途に保険関係が消滅したものについては、保険関係が消滅した日から50日以内）**に提出しなければならない。

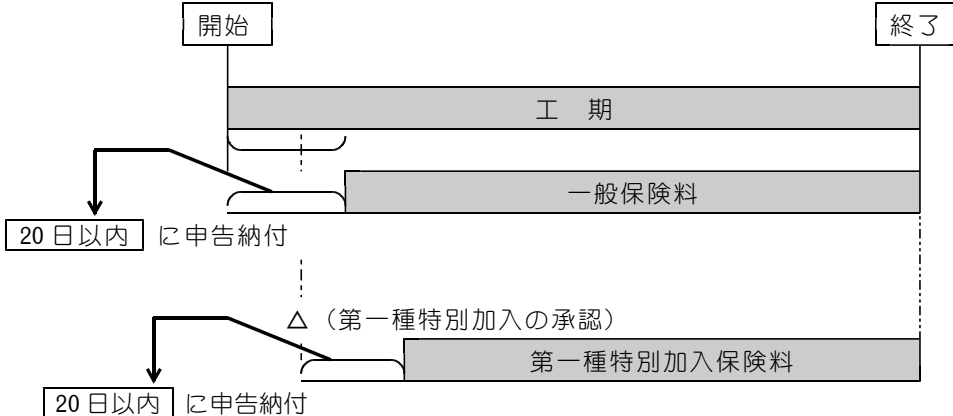
(2) 有期事業

① 概算保険料の申告・納付

事業主は、概算保険料を、概算保険料申告書に添えて、**保険関係が成立した日から20日以内**に申告・納付しなければならない。

※：保険関係が成立した日の翌日以後に中小事業主等の特別加入に関する承認があった場合の**第一種特別加入保険料**は、承認があった日から**20日以内**に、申告・納付しなければならない。

<有期事業における概算保険料（一般保険料と第一種特別加入保険料）の申告・納付>



② 確定保険料の申告

事業主は、確定保険料の額について、**保険関係が消滅した日から 50 日以内**に確定保険料申告書を提出しなければならない。

項目	継続事業	有期事業
概算保険料	保険年度の 6 月 1 日から 40 日以内又は保険関係 成立日から 50 日以内に納付書で申告納付	保険関係成立日から 20 日以内 に納付書で申告納付
確定保険料	次の保険年度の 6 月 1 日から 40 日以内又は保険 関係消滅日から 50 日以内に納付書で申告納付	保険関係消滅日から 50 日以内 に納付書で申告納付

- POINT** ① 「有期事業」における労働保険料の手続きに関し、第三種特別加入保険料は発生しない。
- ② 有期事業は、工事が複数年にわたる場合であっても、各年度ごとに一般保険料は算定せず、その事業の全期間において使用するすべての労働者に係る賃金総額の見込額に一般保険料率を乗じて概算保険料を算定する。

2 確定保険料の納付

確定保険料の手続きは、確定保険料の額に応じて、次の①～③のとおりとなる。

- ① 既に納付した概算保険料の額が確定保険料の額に足りないとき、又は納付した概算保険料がないとき ⇒ **確定保険料申告書を提出**するとともに、不足額又は確定保険料の額を納付する。
- ② 既に納付した概算保険料の額と確定保険料の額とが同額の場合 ⇒ **確定保険料申告書のみを提出**する。

直前総まとめゼミ

- ③ 既に納付した概算保険料の額が、確定保険料の額を超える場合 ⇒ **確定保険料申告書のみを提出**する（還付又は充当が行われる）

POINT ① 確定保険料申告書の提出は、前記②又は③の場合であっても、省略することができない。

3 概算保険料及び確定保険料の額の計算のポイント

- (1) 賃金総額の見込額（又は実績額）に **1,000 円未満の端数**があるときは、その端数は切り捨てる。
- (2) 継続事業における概算保険料の額を計算する場合、賃金総額の見込額が直前の保険年度の確定保険料額の計算基礎とした賃金総額の **100 分の 50 以上 100 分の 200 以下**である場合には、**直前の保険年度の賃金総額**を用いる。
- (3) 雇用保険に係る保険料を計算するときは、賃金総額から**保険年度の初日において 64 歳以上**の高年齢労働者（**短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。**）に係る高年齢者賃金総額を控除して計算する。
- (4) 一般保険料率については、確定保険料は前年度の雇用保険率及び労災保険率を用いて計算し、概算保険料は当年度の雇用保険率及び労災保険率を用いて計算する。
- (5) 労働者派遣事業に係る労働保険料の申告・納付義務はすべて**派遣元事業主**が負うこととなるが、当該労働者派遣事業に係る**労災保険率**は、派遣労働者の**派遣先**での作業実態に基づき事業の種類を決定し、適用される。また**雇用保険率**は、**派遣元**の事業の種類により決定される。

4 認定決定

- (1) 概算保険料・確定保険料の認定決定

政府（**都道府県労働局歳入徴収官**）は、次の①又は②に該当した場合は、職権により、概算保険料の額又は確定保険料の額を決定（**認定決定**）し、これを事業主に通知する。

- ① 事業主が所定の申告納期限までに概算保険料申告書又は確定保険料申告書を提出しなかったとき
- ② 事業主が所定の申告納期限までに概算保険料申告書又は確定保険料申告書を提出したが、その申告書の記載に誤りがあると認められるとき

(2) 認定決定に係る額の納付

① 認定決定に係る概算保険料

概算保険料の認定決定を受けた事業主は、(イ)概算保険料をまったく納付していないときには、当該決定された概算保険料の額を、(ロ)既に納付した概算保険料の額が当該決定された概算保険料の額に足りないときにはその不足額を、その**通知を受けた日から15日以内**に、「**納付書**」により納付しなければならない。

② 認定決定に係る確定保険料

確定保険料の認定決定を受けた事業主は、(イ)概算保険料をまったく納付していないときには、当該決定された確定保険料の額を、(ロ)既に納付した概算保険料の額が当該決定された確定保険料の額に足りないときにはその不足額を、その**通知を受けた日から15日以内**に、「**納入告知書**」により、納付しなければならない。

POINT ① 認定決定に係る概算保険料は「納付書」により納付し、認定決定に係る確定保険料は「納入告知書」により納付するものとされている。

5 追徴金

政府（所轄都道府県労働局歳入徴収官）は、事業主が**認定決定に係る確定保険料**又はその不足額を納付しなければならない場合には、その納付すべき額（**1,000円未満**の端数は切捨て）に**100分の10**を乗じて得た額の**追徴金**を徴収する。この追徴金を徴収しようとする場合、所轄都道府県労働局歳入徴収官は、通知を発する日から起算して**30日を経過した日**をその納期限と定め、「**納入告知書**」により、事業主に通知しなければならない。

POINT ① 追徴金は、「天災その他やむを得ない理由による場合、納付すべき確定保険料又はその不足額が**1,000円未満**であるとき」は徴収されないが、「法令の不知、営業の不振、資金難等の場合」には徴収される。

② 認定決定された確定保険料を、通知を受けた日から**15日以内**に納付した場合であっても、追徴金は徴収される。

③ 認定決定された「**概算保険料**」については、追徴金は課されない。

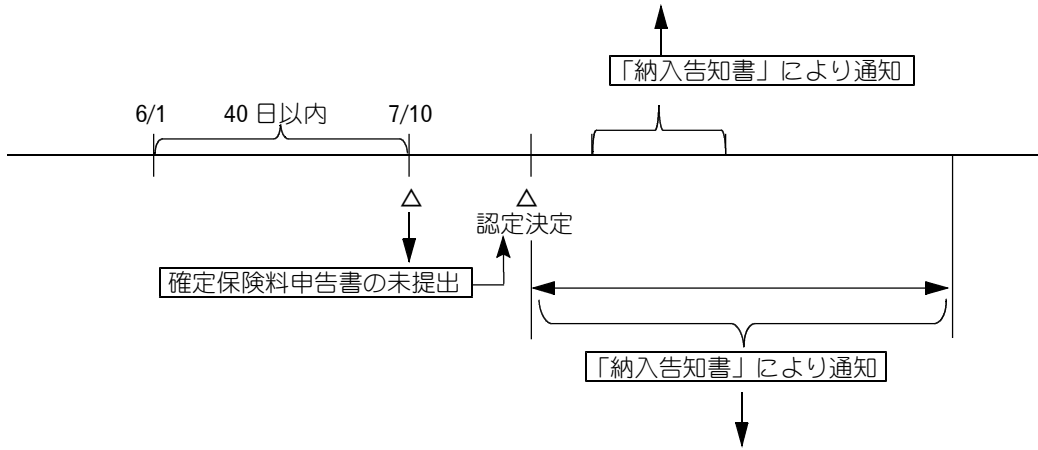
項目	納期限
概算保険料の認定決定	通知を受けた日から 15日以内 に 納付書 で納付
確定保険料の認定決定	通知を受けた日から 15日以内 に 納入告知書 で納付
確定保険料の認定決定に係る追徴金	通知を発する日から起算して 30日を経過した日 までに 納入告知書 で納付

直前総まとめゼミ

<認定決定の確定保険料と追徴金>

認定決定に係る確定保険料：

通知を受けた日から 15 日以内に納付



追徴金：追徴金に係る通知を発する日から
起算して 30 日を経過した日までに納付

9

増加概算保険料等、
申告納期限、申告先の経由

出題年

平 23, 25, 29

5

肢

1

増加概算保険料

(1) 賃金総額の見込額が増加した場合

① 要件

- (イ)賃金総額の見込額が **100 分の 200** を超えて増加することが見込まれ、**かつ**、
(ロ)概算保険料の増加額が **13 万円以上**であること。

② 納期限等

賃金総額の**増加が見込まれた日から 30 日以内**に、増加概算保険料申告書に添えて納付。

(2) 成立している保険関係の拡大に伴う一般保険料率の変更による場合

① 要件

労災保険に係る保険関係又は雇用保険に係る保険関係のいずれかのみが成立していた事業が、労災保険及び雇用保険の両保険に係る保険関係が成立する事業に該当するに至ったため、一般保険料率を変更した場合において、(イ)変更後の一般保険料率に基づいて算定した概算保険料の額が、既に納付した概算保険料の額の **100 分の 200** を超え、**かつ**、(ロ)その差額が **13 万円以上**であること。

② 納期限等

一般保険料率を変更した日から 30 日以内に、増加概算保険料申告書に添えて納付。

POINT

1 増加概算保険料の要件・納期限等は、継続事業であると有期事業であることを問わず同じである。

2 増加概算保険料は、政府による**認定決定は行われ**ない。

3 増加概算保険料の納期限は、「当該賃金総額の増加が見込まれた日から 30 日以内」である。「現実に支払った賃金の総額が既に申告した賃金総額の見込額の 100 分の 200 を超えるに至った日から 30 日以内」ではない。

2

概算保険料の追加徴収

(1) 要件

政府が保険年度の中で、**一般保険料率、第一種特別加入保険料率、第二種特別加入保険料率又は第三種特別加入保険料率**の引上げを行ったとき。

直前総まとめゼミ

(2) 納期限等

通知を発する日から起算して **30 日を経過した日**までに、**納付書**により納付。

- POINT** ① 概算保険料の追加徴収は、金額の多少を問わず行われる（徴収金額が 1,000 円未満であっても徴収される）。
- ② 保険年度の中途において、一般保険料率、第一種特別加入保険料率、第二種特別加入保険料率又は第三種特別加入保険料率が引き下げられたことによる、労働保険料の還付は行われない（次の保険年度の確定精算の際に、還付請求又は充当が行われる）。

3 申告・納期限等の整理

提出期限	提出書類等
15 日以内	① 認定決定に係る概算保険料（納付書）、認定決定に係る確定保険料（納入告知書）
20 日以内	② 有期事業概算保険料申告書、認定決定に係る印紙保険料（納入告知書）
30 日以内	③ 増加概算保険料申告書
30 日を経過した日	④ 概算保険料の追加徴収（提出書類はない。納付は「納付書」で行う） ⑤ 追徴金の納入告知書 ⑥ 有期事業のメリット制に係る確定保険料額の差額徴収（納入告知書） ⑦ 印紙保険料の追徴金の納入告知書 ⑧ 特例納付保険料の納入告知書
40 日以内	⑨ 継続事業の概算保険料申告書、確定保険料申告書 ※ 1 ⑩ 一括有期事業報告書 ※ 1
50 日以内	⑪ 継続事業の概算保険料申告書、確定保険料申告書 ※ 2 ⑫ 有期事業の確定保険料申告書 ⑬ 一括有期事業報告書 ※ 3

※ 1：前年度から保険関係が継続している場合（6 月 1 日から 40 日以内）

※ 2：保険年度の中で保険関係が成立又は消滅した場合

※ 3：保険年度の中で保険関係が消滅した場合

- POINT** ① 「納入告知書」により通知されるのは、次表のとおり。これら以外の労働保険料その他の徴収金については、「納付書」により通知される。

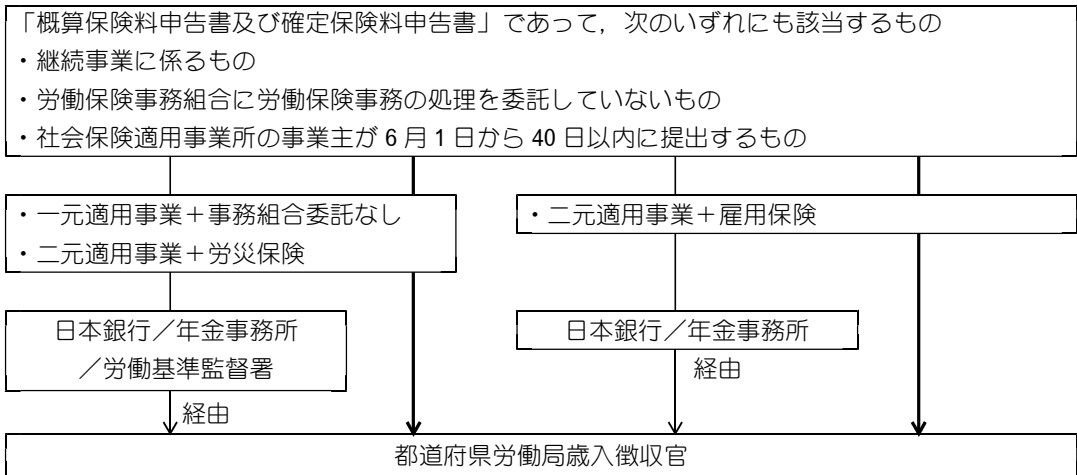
<納入告知書によって通知すべき徴収金>

徴収金	納期限等
① 認定決定に係る確定保険料	通知を受けた日から 15 日以内
② 認定決定に係る印紙保険料	法定されていない（調査決定した日から 20 日以内：通達）
③ ①、②の追徴金	通知を発する日から起算して 30 日を経過した日
④ 有期事業のメリット制に係る確定保険料の差額	
⑤ 特例納付保険料	

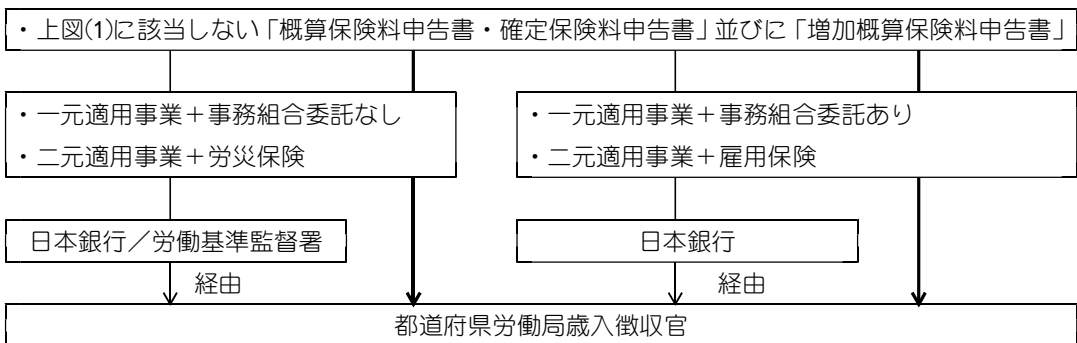
4 申告書の経由・提出先

「概算保険料申告書」、「増加概算保険料申告書」、「確定保険料申告書」は、**都道府県労働局歳入徴収官**に提出しなければならないが、次の区分により、**日本銀行**（本店、支店、代理店及び歳入代理店をいう。以下同じ）、**年金事務所**又は**労働基準監督署**を経由して提出することができる。

(1) 日本銀行、年金事務所、労働基準監督署を経由することができるもの



(2) 日本銀行、労働基準監督署を経由することができるもの（年金事務所を経由できないもの）



POINT 1 労働保険料に係る申告書は、公共職業安定所を経由することはできない（労働保険料の申告の事務を行っていないため）。

2 口座振替納付を行う場合に提出する概算保険料申告書及び確定保険料申告書の提出は、日本銀行を経由することはできない。

3 確定保険料申告書の提出について、すでに納付した概算保険料の額が、確定保険料の額と同額である場合や確定保険料の額を超える場合など、納付すべき労働保険料がないときは、日本銀行を経由することはできない（年金事務所や労働基準監督署を経由することはできる）。